

建築物の敷地の接道について

- ◇都市計画区域内の建築物の敷地は、建築基準法上の道路^(※1)に2m以上接する必要があります
- ◇建築基準法上の道路に接していない場合は、接道の認定又は許可手続きが必要です

接道の認定/許可手続きのご相談の前に、下記項目のチェックをお願いします。



△都市計画区域の区分、道路・道の種別等は計画地の市町でご確認ください。高知県建築指導課では確認できません。

チェック① 敷地の所在地

- 高知市 ⇒ 高知市建築指導課へお問い合わせください [チェック終了]
- 高知市以外 ⇒ ②へ

チェック② 都市計画区域の区分【市町で確認】

- 都市計画区域 ⇒ ③へ
- 都市計画区域外 ⇒ 接道の義務はありません [チェック終了]

〔 全域が都市計画区域外の町村
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村・大豊町
大川村・仁淀川町・日高村・梶原町・津野町・三原村・大月町 〕

チェック③ 敷地に接する道路の種別【市町で確認】

- 建築基準法上の道路（道路種別：42条 項 号）
 - ↳敷地と道路の間に幅員1mを超える水路が ある ⇒ **認定/許可必要** [チェック終了]
 - ない ⇒ 許可/認定不要 [チェック終了]
- 建築基準法上の道路ではない ⇒ **認定/許可必要** ④へ

チェック④ 敷地に接する道の種別・幅員・管理者【市町で確認】

④-1 該当するいずれかをチェック

- 農道 市町管理道 その他（ ）
- 公衆用道路 河川管理道
- 幅員：（ ）m 道の管理者：（ ）

④-2 水路の有無

- 敷地と道路/道の間に幅員1mを超える水路が ない [チェック終了]
- ある [チェック終了]

(※1)建築基準法上の道路とは・・・

- (1) 次のいずれかに該当する幅員4m以上のもの
 - ①道路法による道路（国道、県道、市町村道）
 - ②都市計画法等による道路〔開発道路等〕
 - ③法の規定が適用されるに至った際現に存在する道
 - ④都市計画法等により2年以内に事業執行される予定の道路〔計画道路〕
 - ⑤位置指定道路
- (2) 建築基準法が適用されるに至った際現に建築物が建ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したもの〔2項道路〕

◇接道の認定/許可手続きについて

>> https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/43jou_sinsei/



<お問い合わせ先> 高知県土木部建築指導課 指導担当
TEL：088-823-9891 メール：172901@ken.pref.kochi.lg.jp